

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案概要

(地方公共団体の議会の議員の選挙におけるビラの頒布解禁)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）の施行に伴い、都道府県及び市（特別区を含む。）の議会の議員の選挙に関し、選挙運動用ビラの頒布方法及び一部無効再選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数について、所要の規定の整備を行う。

1 ビラの頒布方法（令第 109 条の 6 関係）

都道府県及び市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラについて、公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号。「以下改正法」という。）による改正後の公職選挙法（昭 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 142 条第 6 項は、「新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない」こととしているところ、当該政令で定める方法について、他の個人候補者による選挙における選挙運動用ビラと同様、「当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所における頒布」とする。

2 一部無効再選挙におけるビラの頒布枚数（令第 132 条の 5～第 132 条の 7 関係）

選挙の一部無効による再選挙について、法第 271 条の 2 は、当該再選挙の行われる区域等に応じて政令で特別の定めをすることができるとしているところ、都道府県及び市の議会の議員の選挙の一部無効再選挙について、当該再選挙の行われる区域に応じ、選挙運動用ビラの頒布可能枚数を定める。

[今後の予定]

平成 30 年 6 月 12 日 パブリックコメント開始
平成 30 年 7 月 11 日 パブリックコメント終了
平成 31 年 3 月 1 日 改正法・改正令施行